

セグメント情報開示 WG での主な検討内容（意見内容）

I. 現状の日本のセグメント情報開示についての評価

- ・ 現状の日本のセグメント情報開示については、以下のような意見があった。
 - セグメント分解が不十分で、投資家・アナリストのニーズに十分こたえていないのではないか。
 - あくまでも開示のために作成された情報となっている可能性が高く、経営の多角化を適切に反映した情報開示となっているか疑問がある。

II. 日本基準の開発も念頭に置いた、IASB での基準開発に対する意見

(補足)米国 FASB 基準書第 131 号及び IFRS (案) で要求されている情報開示

①事業セグメント

最高経営意思決定者が資源を配分し、業績を評価する単位を事業セグメント単位とし、そこで内部的に使用されている財務情報を開示する。(マネジメント・アプローチ) なお、開示に当たっては一定の基準により集約して記載される場合がある。

②企業全体の開示

事業セグメントとは別に、企業全体としての「製品及びサービスに関する情報」、「地域に関する情報」、「主要な顧客に関する情報」の3つの情報開示が要求されている。

1. 事業セグメントにおけるマネジメント・アプローチの採用について

(1)基本的な考え方

- ・ 以下の理由で FASB 基準書第 131 号(以下「SFAS131」という。)に定めるマネジメント・アプローチの採用に基本的に賛成するというのが多数意見であった。
 - 財務諸表利用者が最高経営意思決定者と同じ視点で企業経営を見ることができる。
 - 内部で利用している情報を開示に利用するので作成者の負担は軽減される。
 - 非財務情報との整合性がとりやすい。
- ・ なお、SFAS131 に定めるマネジメント・アプローチについては、下記のようなデメリットが指摘されたが、上記のとおり、マネジメント・アプローチの採用に賛成というのが多数意見であった。また、報告すべきセグメントの集約基準の適用することにより、下記のデメリットのいくつかは解決できるとの意見もあった。
 - 社内の組織変更の頻度が多く、継続性の問題がある。
 - 標準産業分類などの一般的な産業分類を使用している企業間で得られている比較可能性が損なわれる。

- 内部管理のあり方は各社各様であり、それに基づくセグメント情報の有用性に疑問がある。
 - ・ 例えば、地域別や法人組織別のセグメント情報しか開示されない場合があり得る。(そのために、例えば、連結事業部制のような内部管理ができていないと、開示のための追加作業が生じてしまう?)
- 開示の問題を回避するために社内組織の変更を余儀なくされるとしたら、本末転倒である。
- 「最高経営意思決定者」の定義が曖昧で、実務的にどこまで開示対象にすべきかははっきりしない。

(2)報告セグメントの集約基準

- ・ 内部の管理区分そのままだとセグメント数が大量になるので、SFAS131と同様にセグメント数を抑える¹ための集約基準を設けておくべきであるというのが多数意見であった。
- ・ なお、異常値を示しているセグメントについては、集約できる重要性の条件を厳しくすべきであるという意見もあった。

(3)開示数値の測定

①GAAP との関係

- ・ 注記される数値は内部管理情報となるため、必ずしも GAAP ベースとならなくても構わないが、その場合、合計値で、GAAP ベースの数値への調整表を開示することとし、各セグメント単位での調整表の開示は不要とすべきであるというのが多数意見であった。
- ・ なお、現行の米国基準による開示においては、数値の意味、内容についての説明が不十分であるケースが見受けられるのではないかという意見があった。

②共通費の配賦

- ・ 現行においても各社各様であり、マネジメント・アプローチによるならば、企業のマネジメントが見ている基準ということで意味があるのではないかという意見があった。

2. 開示項目

(1)事業セグメントにおける開示項目

¹ SFAS、IFRS 公開草案第 8 号では、「報告すべきセグメントの数が 10 を超えて増加する場合には、企業は実務上の限度に到達したか否かを検討すべきである。」とされている。

①資産情報

- ・ セグメント別の資産情報の開示を必須とすべきであるとともに、どこまで各セグメントに配分するかは、内部管理のベースに合わせることでよいのではというのが多数意見であった。

(2)企業全体の開示における開示項目

①所在地別の収益及び損益情報

- ・ 現行の日本では「所在地別セグメント情報」として開示が要求されている地域別（所在地別）の収益及び損益情報の開示は、SFAS131、IFRS 公開草案においては要求されていないが、当該情報が日本において開示されなくなると開示の大幅な後退になるのではないかという意見があった。
- ・ これに対し、企業が所在地別に管理をしているのであればマネジメント・アプローチにより事業セグメントにおいて当該情報は開示されることになる。企業が所在地別で管理をしていないのであれば、わざわざ開示のためにそのような情報を作成し、開示することはマネジメント・アプローチの趣旨に合わないのではという意見があった。
(事務局注：例えば、メインの管理は製品別であるが、所在地別にも管理を行っている場合には、事業セグメントの開示としては製品別のみの開示となり、所在地別の収益及び損益情報は開示されないと想定される。このような点について、再度検討が必要と考えられる。)

②地域別資産情報

- ・ SFAS131 は有形固定資産のみ、IFRS 公開草案は有形固定資産及び無形固定資産の合計値の開示を要求しているが、リスク資産ということであれば、資産総額を開示するようにすべきである。例えば、不動産会社における販売用不動産やプラント工事会社の未成工事支出金等が、地域別資産情報の開示から除かれるのは問題であるとするというのが多数意見であった。
- ・ 一方、カントリーリスク、投資の回収という観点からは有形固定資産のみの開示でよいのではという意見もあった。
- ・ また、作成者の負担を考慮すれば、原則は有形固定資産のみを対象とするが、経営管理上重要であると判断している流動資産（例えば、資産不動産会社における販売用不動産やプラント工事会社の未成工事支出金等）がある場合については、それらの資産について注記等により開示を求めることとする方法もあり得るのではないかとの意見があった。

③地域別情報全般

- ・ 現行の日本基準では、地域別あるいは国別の情報を開示することになっているが、重要性がある場合には、国別の情報開示を求めるべきではないかという意見があった。

3. その他

- ・ 連結財務諸表非作成会社においてもセグメント情報の開示を要求すべきであるという意見があった。

Ⅲ. 今後の日本基準検討の方向性

- ・ IFRS (公開草案) をベースに考えて、マネジメント・アプローチを採用する方向で検討してはという意見が大勢であった。

以 上